

別紙 3 料金の額及びその徴収期間

別添 3 について次のように改める。

山陽自動車道吹田山口線のうち、

「

	廿日市	
五日市		14.3

「

		廿日市
	宮島スマート	4.3
五日市	10.0	14.3

」を

」に改める。

四国横断自動車道阿南中村線のうち、

「

	坂出ジャンクション	
高松西		14.1

「

		坂出ジャンクション
	府中湖スマート	6.7
高松西	7.4	14.1

」を

」に、

「

	須崎東	
土佐		14.8

「

		須崎東
	土佐PAスマート	-
土佐	5.4	14.8

」を

」に改める。

九州自動車道長崎大分線のうち、

「

	別府	
速見		10.5

「

		別府
	別府湾スマート	4.7
速見	5.8	10.5

」を

」に改める。

別添 5 に

「

京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）

				綾部ジャンクション
			綾部安国寺	2.6
		京丹波わち	7.7	10.3
	瑞穂	11.2	18.9	21.5
丹波	7.7	18.9	26.6	29.2

」を加える。